明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令（経済産業四〇）　一

省令

○経済産業省令第四十号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の三の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月二日　経済産業大臣　西村　康稔

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令（令和四年経済産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第六十四条　輸出令別表第二の三第二号(61)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。	**第六十四条**　輸出令別表第二の三第二号(61)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　貨物等省令第二条第一項第一号又は第三号に該当する化学物質を含む混合物であって、次のいずれかに該当するもの	一　貨物等省令第二条第一項第一号又は第三号に該当する化学物質を含む混合物であって、次のいずれかに該当するもの
イ　［略］	イ　［略］
ロ　次のいずれかに該当する化学物質の含有率が重量比で三〇パーセント以下の混合物	ロ　次のいずれかに該当する化学物質の含有率が重量比で三〇パーセント未満の混合物
(1)・(2)　［略］	(1)・(2)　［略］
二　貨物等省令第二条第一項第二号又は第三号に該当する化学物質を含む混合物であって、次のいずれかに該当するもの	二　貨物等省令第二条第一項第二号又は第三号に該当する化学物質を含む混合物であって、次のいずれかに該当するもの
イ・ロ　［略］	イ・ロ　［略］
ハ　次のいずれかに該当する化学物質の含有率が重量比で三〇パーセント以下の混合物	ハ　次のいずれかに該当する化学物質の含有率が重量比で三〇パーセント未満の混合物
(1)・(2)　［略］	(1)・(2)　［略］
三　［略］	三　［略］
第六十五条～第八十八条　［略］	**第六十五条～第八十八条**　［略］